

約款購入者（利用者）の皆様へ

民間(七会)連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 古阪 秀三

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

本年6月及び9月に中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款及び民間工事標準請負約款が改正になりましたが、これを受け、当委員会におきましても、民間(七会)連合協定工事請負契約約款を令和5年1月1日付で改正することと致しましたので、この旨お知らせいたします。

今回の改正の目的は、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先等を明確化すること並びに反社会的勢力排除のさらなる徹底を図るため暴排条項を充実させたことにあります。

1. 改正内容（新旧対照表） ⇒ <http://www.gcccc.jp/info/202301-1.pdf>

2. 約款改正日 令和5年（2023年）1月1日
（改正約款販売開始日1月10日以降）

3. 現行約款への対応

当委員会では、上記のとおり令和5年（2023年）1月1日付で当委員会約款を改正することから、その日以降に現行約款を使用される場合には、発注者・受注者間において、工事請負契約の特約として、別紙「変更合意書」を締結の上、ご使用下さるようお願い申し上げます。

⇒ <http://www.gcccc.jp/info/202301-2.pdf>

以上